

就労継続支援B型の利用に係るアセスメント 取扱いマニュアル

平成27年2月（第1版）

平成27年3月（第2版）

平成30年5月（第3版）

令和7年4月（第4版）

令和7年10月（第5版）

令和8年4月（第6版）

本マニュアルに記載された取扱いは、京都市が支給決定を行う方に対する取扱いです。他市町村が支給決定を行う利用者に関しては、当該市町村の取扱いを必ず御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本マニュアルは、支援学校等在校生以外の方（一般の方）及び令和8年度時点の支援学校等高等部3年生に適用するマニュアルです。

令和8年度時点の高等部2年生の方からは、「就労継続支援B型の利用に係るアセスメント取扱いマニュアル（支援学校等在校生用：【就労選択支援導入後】）」を参照してください。

目 次

1	就労継続支援B型の利用について	P1
2	アセスメント実施体制について	P2
3	利用者別のアセスメントの取扱いについて	P3
4	就労選択（移行）支援事業所での2次アセスメントを受けることができないと 思われる方への対応について	P4
5	アセスメントに係る事務の流れ	P5
6	就労継続支援B型を使う可能性がある支援学校等在校生に係る主な事務の流れ	P6
7	就労継続支援B型の利用希望者（一般）に係る主な事務の流れ	P8

1 就労継続支援B型の利用について

制度上、就労継続支援B型の対象者は、

- ① 就労経験がある方で、年齢や体力面で雇用されることが困難となった方
- ② 年齢が50歳以上の方又は障害基礎年金1級を受給されている方
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない方であって、就労選択支援事業所により、就労面に係る課題等の把握が行われている方

※ 一般就労中の一時的な利用の場合

令和6年度報酬改定により認められることとなった「一般就労中の一時的な利用」として就労継続支援B型を利用する場合（i 労働時間延長支援型、ii 復職支援型、iii 就労継続支援短時間型）については、①～③とは別に、個別に対象者・利用条件が定められています。

とされています。

そのため、①及び②以外の方が就労継続支援B型を利用する際には、③に該当することとなるよう、就労選択支援事業所において、アセスメントを受けていただく必要があります。

※ 以下の説明では、①及び②の方を指して「原則の対象者」と呼ぶことがあります。

ただし、以下の場合には、経過措置として、引き続き、就労移行支援事業所等でのアセスメントが可能です。

○ 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合

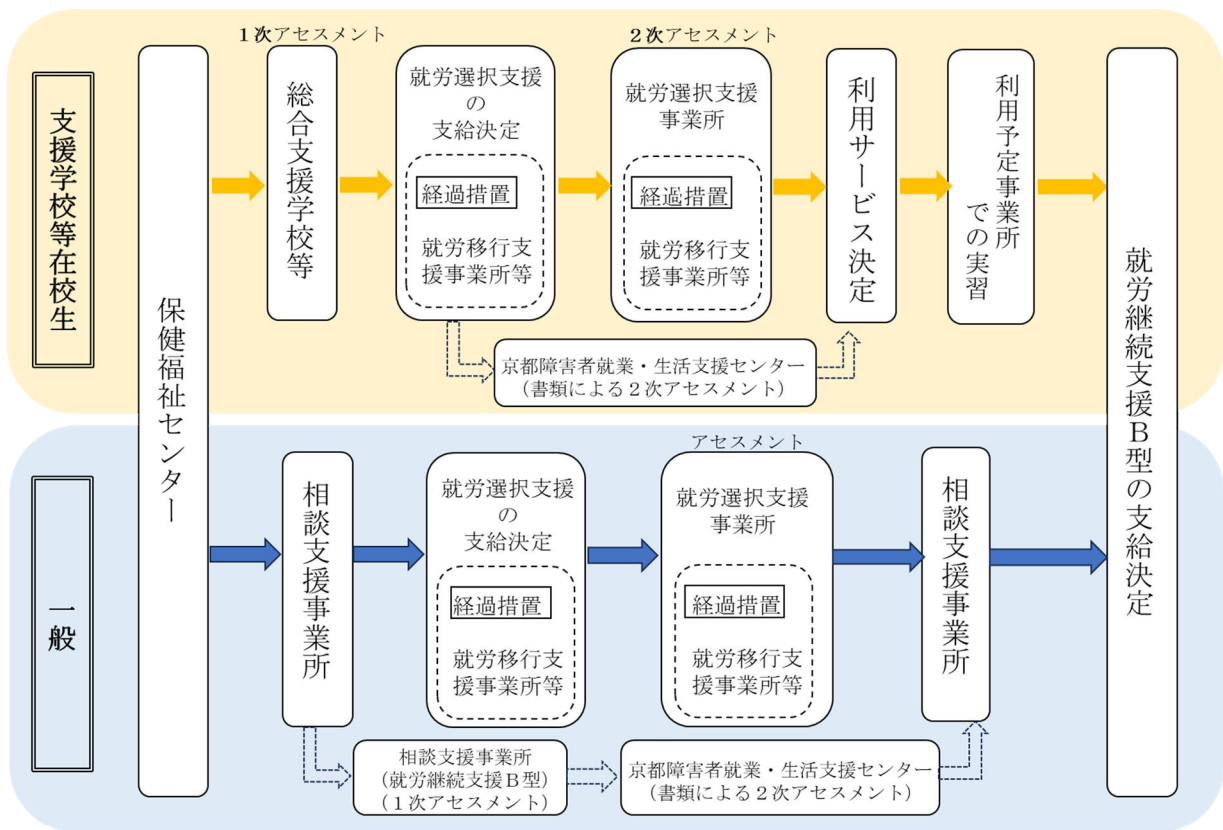
○ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

※ 支援学校等の令和8年度時点の高等部3年生については、経過措置の要件に該当するものとして取り扱い、就労移行支援事業所等でのアセスメントを可能とします。

2 アセスメント実施体制について

本市では、アセスメントを希望される方の状態に応じて、適切なアセスメントが実施されるよう、アセスメントの流れを設定しています。

(1) アセスメント実施フロー図



(2) アセスメントの実施者

※ 経過措置を適用する場合は、「就労選択支援」を「就労移行支援」に読み替える。

利用者	1次アセスメント実施者	2次アセスメント実施者
支援学校等在校生	支援学校等	就労選択支援事業所 例外 就労選択支援事業所での対応が不可の方についてのみ、京都障害者就業・生活支援センターへ依頼
一般 (原則の対象者以外)	— 例外 就労選択支援事業所での対応が不可の方についてのみ、相談支援事業所、就労継続支援B型事業所	就労選択支援事業所 例外 京都障害者就業・生活支援センターへ依頼

(3) サービス等利用計画等の種類

就労選択支援及び就労継続支援B型の利用手続（支給決定）に当たっては、相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成しますが、セルフプランを用いることも可能です。

(4) アセスメント実施基本期間と支給量等

① 就労選択支援事業所を利用する場合

利用者	アセスメント 実施基本期間 ※ ここでいう期間は、作業 場面等を活用した状況把握 の実施期間	支給量と支給決定期間
支援学校等在校生	3日間	10日/月：原則2か月 (状況に応じて必要日数/月)
一般 (原則の対象者以外)	2週間程度	23日/月：原則1か月 (状況に応じて <u>必要日数</u> /月：2か月)

② **経過措置**の適用を受けて就労移行支援事業所を利用する場合

利用者	アセスメント 実施基本期間	支給量と支給決定期間
支援学校等在校生	3日間	5日/月：2か月
一般 (原則の対象者以外)	3日間※	5日/月：2か月 (状況に応じて <u>必要日数</u> /月：2か月)

※ 就労移行支援事業所がアセスメントを実施するに当たり、基本期間以上の日数が必要と判断する場合は、必要日数/月で支給決定を行います。

3 利用者別のアセスメントの取扱いについて

(1) 支援学校等の卒業予定者

⇒ ○ 在学中に就労選択支援事業所でアセスメントを受ける。

又は

○ **経過措置**の適用を受けて在学中に就労移行支援事業所等でアセスメントを受ける。

(2) 就労継続支援B型事業所を利用される一般の方

⇒ ○ 原則の対象者（「1」で示した要件①又は②に該当する方）以外の方は、就労選択支援事業所でアセスメントを受ける。

又は

○ **経過措置**の適用を受けて就労移行支援事業所等でアセスメントを受ける。

4 就労選択支援事業所でのアセスメントを受けることができないと思われる方への対応について

原則の対象者（「1」で示した要件①又は②に該当する方）以外の方が就労継続支援B型事業所への通所を希望される場合には、事前に就労選択支援事業所においてアセスメントを受けていただく必要がありますが、対象となる方の中には、その障害の特性や当人の状態からアセスメントを受けること自体が適切ではないと思われる方も一定数存在するため、本市独自で定めた基準に該当する方については、就労選択支援事業所でのアセスメントを免除し、代わりに京都市が委託する事業者（京都障害者就業・生活支援センター）が書類によるアセスメントを実施します。

書類によるアセスメントの委託先

【京都障害者就業・生活支援センター】

〒606-0846

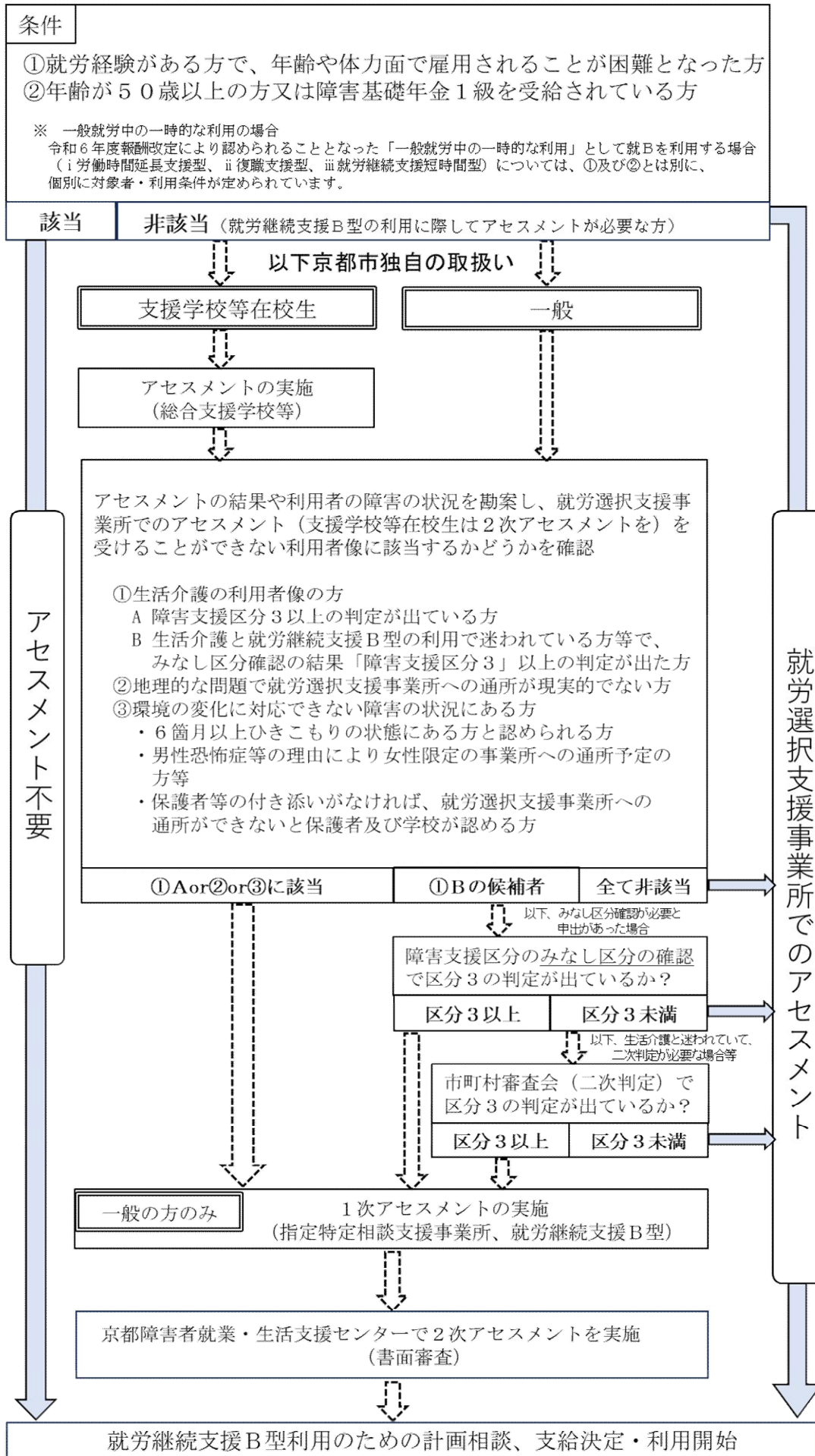
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内

075-702-3725

※ アセスメントに係る必要書類はこの住所に送付をお願いします。

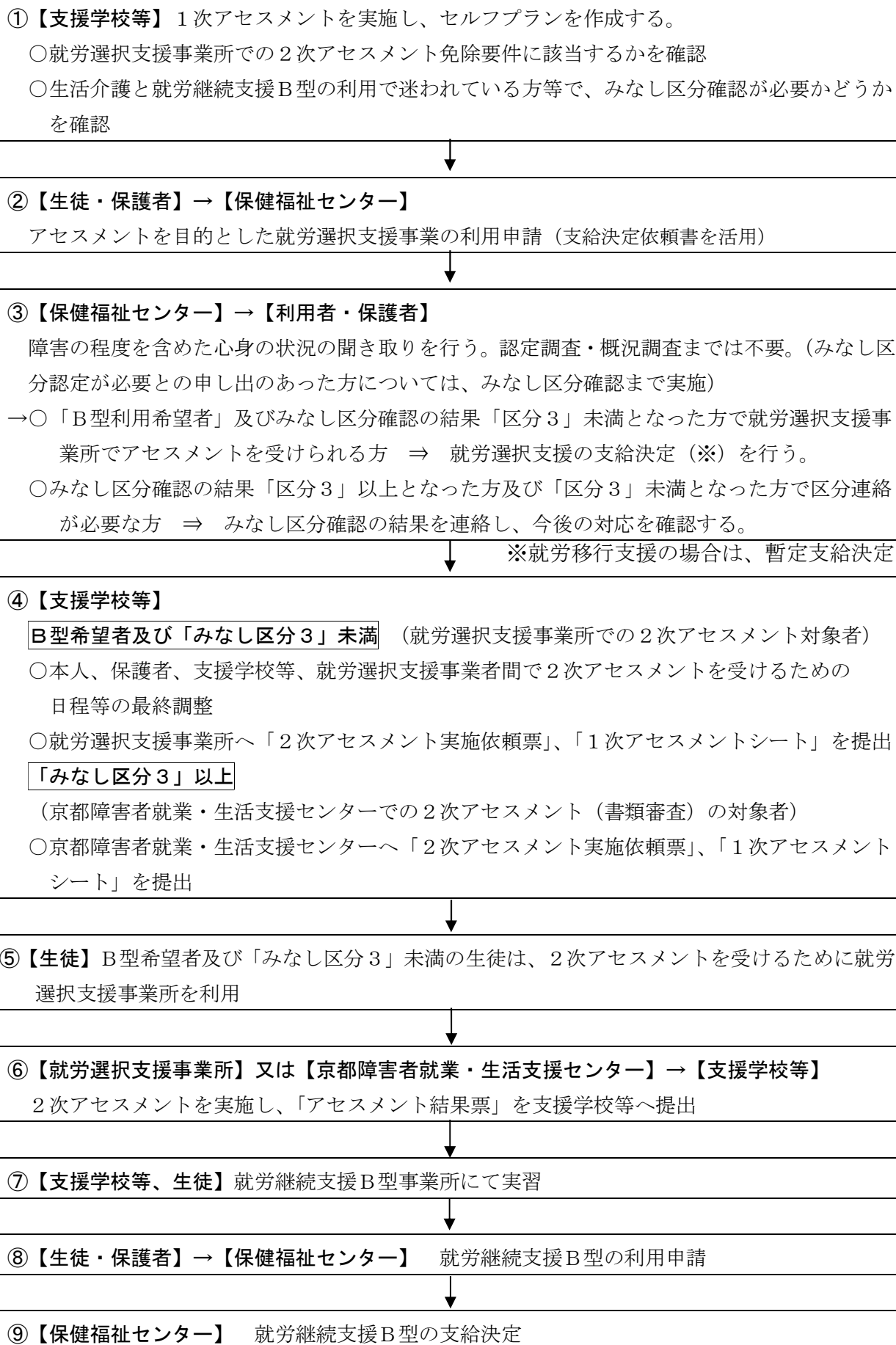
5 アセスメントに係る事務の流れ

※ 経過措置を適用する場合は、就労選択支援事業所を就労移行支援事業所に読み替える。



6 就労継続支援B型を使う可能性がある支援学校等在校生に係る主な事務の流れ

※ 経過措置を適用する場合は、就労選択支援事業所を就労移行支援事業所に読み替える。



必要な作業・使用する様式		提出先
①	<p>【支援学校等】</p> <p>○1次アセスメントを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1 1次アセスメントシート（支援学校等在校生用） <p>○セルフプランを作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式4 就労選択支援の利用に係るセルフプラン用サービス等利用計画案 <p>※相談支援事業所を利用する場合は、サービス等利用計画案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式5-1 支給決定依頼書（支援学校等在校生用） 	—
②	<p>【生徒・保護者】</p> <p>○就労選択支援事業の利用申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の申請書類 ・①で作成した様式4、様式5-1 	【保健福祉センター】
③	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—
④	<p>【支援学校等】</p> <p>○2次アセスメントを受ける準備と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式2-1 2次アセスメント実施依頼票（支援学校等在校生用） ・様式1-1 1次アセスメントシート（支援学校等在校生用） ・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画案の写し <p>※京都障害者就業・生活支援センターで書類によるアセスメントを実施する場合は、サービス等利用計画案は不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 利用者（生徒）に対する指導状況が分かるもの 	【就労選択支援事業所】 又は 【京都障害者就業・生活支援センター】
⑤	(アセスメントを受けるために選択支援事業所を利用)	—
⑥	<p>【就労選支援事業所】又は【京都障害者就業・生活支援センター】</p> <p>○2次アセスメントを実施し、アセスメント結果票を作成し、返却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式3-1又は3-2 アセスメント結果票 ・様式1-2 2次アセスメントシート（支援学校等在校生用） <p>※就労移行支援事業所の場合 アセスメントを受けるための利用であっても、暫定支給決定を行い、報酬対象となることから利用者の受け入れに際しては契約を結び、個別支援計画を立てたうえでアセスメントを実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>※就労選択支援事業所の場合は、個別支援計画は不要です。</p>	【支援学校等】
⑦	(就労継続支援B型事業所にて実習)	—
⑧	<p>【生徒・保護者】</p> <p>○就労継続支援B型事業の利用申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の申請書類 ・様式3-1又は3-2 アセスメント結果票の写し ・様式1-2 2次アセスメントシート（支援学校等在校生用）の写し 	【保健福祉センター】
⑨	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—

7 就労継続支援B型の利用希望者（一般）に係る主な事務の流れ

※ 経過措置を適用する場合は、就労選択支援事業所を就労移行支援事業所に読み替える。

①【利用者・保護者】→【保健福祉センター】 就労継続支援B型の利用相談

○就労選択支援事業所でのアセスメント免除要件に該当するかを確認

○生活介護とB型の利用で迷われている方等で、みなし区分確認が必要かどうかを確認

②-1【利用者・保護者】→【保健福祉センター】

アセスメントを目的とした就労選択支援事業の利用申請（支給決定依頼書を活用）

②-2【保健福祉センター】→【相談支援事業所】

相談支援事業所へサービス等利用計画案の提出を依頼（セルフプランでも可）

③【保健福祉センター】→【利用者・保護者】

障害の程度を含めた心身の状況の聞き取りを行う。認定調査・概況調査までは不要。（みなし区分認定が必要との申し出のあった方については、みなし区分確認まで実施）

→○「B型利用希望者」及びみなし区分確認の結果「区分3」未満となった方で就労選択支援事業所でアセスメントを受けられる方 ⇒ 就労選択支援の支給決定を行う。

○みなし区分確認の結果「区分3」以上となった方及び「区分3」未満となった方で区分連絡が必要な方 ⇒ みなし区分確認の結果を連絡し、今後の対応を確認する。

「みなし区分3」未満（就労選択支援事業所でのアセスメント対象者）

④-1【相談支援事業所】又は【利用者・保護者】

○利用者・保護者、計画相談支援事業所、就労選択支援事業者間でアセスメントを受けるための日程等の調整

○就労選択支援事業所へ「アセスメント実施依頼書」を提出

「みなし区分3」以上

（京都障害者就業・生活支援センターでの2次アセスメント（書類審査）の対象者）

④-2【相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】

○1次アセスメントを実施。

○京都障害者就業・生活支援センターへ「2次アセスメント実施依頼票」「アセスメントシート」を提出

⑤【本人】

B型希望者及び「みなし区分3」未満の方は、アセスメントを受けるために就労選択支援事業所を利用

「みなし区分3」未満（就労選択支援事業所でのアセスメント対象者）

⑥-1【就労選択支援事業所】→【利用者・保護者、相談支援事業所、保健福祉センター】

○アセスメントを実施。「アセスメント結果票」を利用者・保護者、相談支援事業所、保健福祉センター等の関係機関へ提出。

「みなし区分3」以上

（障害者就業・生活支援センターでの2次アセスメント（書類審査）の対象者）

⑥-2【京都障害者就業・生活支援センター】→【相談支援事業所又は就労継続支援B型事業所】

○2次アセスメントを実施。「アセスメント結果票」を相談支援事業所又は就労継続支援B型事業所へ提出

⑦【利用者・保護者】→【保健福祉センター】 就労継続支援B型の利用申請

⑧【保健福祉センター】 就労継続支援B型の支給決定

必要な作業・使用する様式		提出先
①	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—
②	【利用者・保護者】 ○就労選択支援事業の利用申請 1 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の申請書類 ・様式5-2 支給決定依頼書(一般用) ・セルフプランの場合 様式4 就労選択支援の利用に係るセルフプラン用サービス等利用計画案 	【保健福祉センター】
②	【相談支援事業所】 ○就労選択支援の利用に係るサービス等利用計画案を提出 2	
③	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—
④	【相談支援事業所】又は【本人・保護者】 ○アセスメントを受ける準備と日程等の調整 1 <ul style="list-style-type: none"> ・様式2-2又は2-3 アセスメント実施依頼書 ・セルフプランの場合は、 様式4 セルフプラン用サービス等利用計画案の写し ⇒⇒⑤へ 	【就労選択支援事業所】
④	【相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】 ○1次アセスメントを実施 2 <ul style="list-style-type: none"> ・様式1-3 1次アセスメントシート(一般用) ○2次アセスメントを受ける準備と調整 <ul style="list-style-type: none"> ・様式2-4 2次アセスメント実施依頼票(一般用) ・様式1-3 1次アセスメントシート(一般用) ⇒⇒⑥-2へ	【京都障害者就業・生活支援センター】
⑤	(アセスメントを受けるために就労選択支援事業所を利用) ⇒⇒⑥-1へ	—
⑥	【就労選択支援事業所】 ○アセスメントを実施し、アセスメント結果票を作成し、共有 1 <ul style="list-style-type: none"> ・様式3-3 アセスメント結果票 ・様式1-4 アセスメントシート(一般用) ※就労移行支援事業所の場合 アセスメントを受けるための利用であっても、暫定支給決定を行い、報酬対象となることから利用者の受け入れに際しては契約を結び、個別支援計画を立てたうえでアセスメントを実施していただきますようお願いいたします。 ※就労選択支援事業所の場合は、個別支援計画は不要です。	【本人・保護者】 ・ 【相談支援事業所】 ・ 【保健福祉センター】
⑥	【京都障害者就業・生活支援センター】 ○2次アセスメントを実施し、アセスメント結果票を作成し、返却 2 <ul style="list-style-type: none"> ・様式3-2 アセスメント結果票 ・様式1-4 アセスメントシート(一般用) 	【相談支援事業所】 又は 【就労継続支援B型】
⑦	【利用者・保護者】 ○就労継続支援B型事業の利用申請 ・通常の申請書類 ・様式3-2又は3-3 アセスメント結果票の写し ・様式1-4 2次アセスメントシートの写し	【保健福祉センター】
⑧	(保健福祉センターでの事務内容であるため省略)	—